

# えせ同和行為対応の手引

---

## 基本的注意事項

---

### 1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することにある。応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題の名目で行われても結論は同じである。

### 2 こわいもの意識を捨てること

同和の名の下に不当な要求をする者は、そのことによってはや同和問題を論じる資格はないというべきであり、その者の要求行為はえせ同和行為そのものである。

### 3 初期の対応

最初から一貫して、毅然とした態度で対応する。最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせてはならない。

### 4 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱い。したがって、安易な妥協をすると、更につけ込まれる。その場しのぎの安易な妥協は、火に油をそそぐ結果となる。

例えば、えせ同和行為者は、刑事事件とならないように金銭の要求を具体的には言わず、「誠意をみせろ」、「善処しろ」等と攻めてくるが、それに根負けして金銭で妥協してはならない。

### 5 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件となることを怖がっているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力的行為に出ることはまずないといってよい。また、仮に暴力的言動があれば、かえって警察の要請、通報など法的手続きが取り易くなる。

### 6 同和問題への取組を非難された場合

同和問題への取組や同和研修の在り方を口実に不当な要求を受けたときは、相手方に対して、「法務局に申し出て、それが人権侵犯になるかどうか、また、今後どうすべきかについては、法務局の処理に委ねたい」と伝える。その後速やかに法務局に申し出るなどして体勢を整える。

### 7 弱みを追及された場合

弱みを追及された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正妥当な解決を図るための正当な手続によるべきである。

言いがかりの内容が仮に事実であるとしても、法的な観点から見れば、損害賠償を認めるには、故意過失の有無、賠償の対象になるかどうか、適正妥当な賠償額はどうかなどの検討を要する。したがって、それらの検討をしないまま、安易に相手の言いがかりを認めたり、謝罪的な発言をしてはならない。

事務上の過誤等の処理は、別個に正しい手順によって行うべきであり、それを口実にする相手方の違法・不当な要求に対しては、断固として拒否すべきである。

## 8 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応すべきである。支店等で不当な要求を受けた場合は、支店長が個人的に又は支店限りで、その要求に応ずるべきではない。相手は、個人的な又は支店限りの対応の不備等を口実にして本店に対して、より大きな要求をしていくことが多いので、本店に報告したり本店に指示を求めるなどして、組織全体として対応すべきである。

## 9 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合に、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとすることが多い。

各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じて、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このような手口にだまされることなく、法務局に相談する。

## 10 民事上の法的手続

### (1) 内容証明郵便の送達

相手方の行為が継続すると予想される場合には、法的手続をとる前に内容証明郵便を送達する。内容証明郵便には、およそ次のような事項を記載する。

相手方の行為が刑法上脅迫罪・強要罪・恐喝罪などを構成すること（あるいは民法上不法行為となること）。

弁護士に依頼済みのときは、今後の連絡は弁護士事務所あてにされたいこと。

違法行為があるときは、断固として法的手続をとる意思があること。さらに違法行為が続く場合には、再度、調子を強めた内容証明郵便を送るか、又はその他の手続をとる。

### (2) 仮処分の申請

不作為の仮処分（面談禁止、架電禁止、立入禁止、業務妨害禁止等）の申請を裁判所に対して行う。

仮処分決定を得ることにより、禁止事項が明確になり、相手方の動きが止まる効果がある。

### (3) 債務不存在確認の訴えの提起

些細な誤りにつけこみ損害賠償請求を求めてくる場合には、相手に対して正規の手続に従い裁判上請求するよう促し、これに応じないときは、逆に債務不存在確認の訴えを提起するなど、紛争を裁判によって解決する方策をとる。

## 11 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでいる。

現在、都道府県警察では、「企業対象暴力対策本部」等を設置して、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身の安全を確保するための保護対策を実施している。暴力団やえせ同和行為者等から不当な要求を受けた場合又は受けるおそれがある場合には、次のように対処する。

- (1) 警察本部（刑事部暴力団対策課等）、最寄りの警察署又は暴力追放運動推進センターに速やかに連絡を取り、対応等について助言を受ける。（連絡先については後掲連絡先一覧表のとおり）。
- (2) 緊急を要する場合は、ためらうことなく110番通報する。

## 12 弁護士への依頼

- (1) 日本弁護士連合会は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為者の排除に取り組んでいる。また、そのために各都道府県にある弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けている（連絡先については後掲連絡先一覧表のとおり）。
- (2) えせ同和行為者は、かなり知能犯的な色彩を持っている場合が多いので、弁護士にもよく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼する。

## 13 法務局への相談

法務局・地方法務局の本局及び支局では、えせ同和行為者の排除のための相談を受けており、必要に応じて、警察、弁護士会と連絡をとる体制を敷いているので、同和を口実に、不当な要求を受けたときは、法務局等に相談する（連絡先については後掲連絡先一覧表のとおり）。

---

## 具体的対応の要点

---

- 1 面談する場所は、当方の管理が及ぶ範囲内（例えば、自社応接室等）とする。  
呼び出しがあっても、相手の要求する場所には出向かない。
- 2 対応は、担当者が行い、幹部を出さない。
- 3 対応は、必ず2名以上で行う。  
場合により、弁護士に交渉を委ね、弁護士を立ち合わせ、又は弁護士、警察官に待機してもらう。
- 4 相手方を確認する。  
相手方の氏名、所属団体、所在（場合により電話番号）等を確認する。他人の代理人と称する場合には、その関係、委任の事実の確認をする。
- 5 話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、できるだけ録音するか、又は詳細に記録をとる。  
相手方がそのことを指摘した場合には「上司に報告するため」という。  
関連していると思われる無言電話も、その時間、状況等を記録しておく。
- 6 相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にしておく。
- 7 言動には特に注意する。
  - (1) おびえず、あわてず、ゆっくりと応対し、無礼な態度を見せないよう注意する。  
相手方の挑発にのってはならない。まして、相手方を挑発してはならない。
  - (2) 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話しても結論は変わりません。どうぞお引き取り下さい」等と明確に答え、「検討する」とか「考えてみる」等相手方に期待を抱かせる発言をしてはいけない。
  - (3) 当初の段階で「申し訳ありません」「すみません」等と当方の非を認める発言をしてはいけない。
  - (4) 相手方が念を押したときは、「はい」、「いいえ」で答えず、当方の主張を繰り返す。
  - (5) 誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正する。
- 8 相手方の要求に即答、約束をしない。  
「一筆書け」といわれても書く必要はないし、書いてはならない。いかなる場合でも署名、押印をしない。
- 9 特別の事情がない限り、当方から相手方に電話をしない。